

## 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

## 規則

○東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則……………（住宅政策本部民間住宅部不動産産業課）…一

○東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局子供・子育て支援部育成支援課）…一

## 告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○都道の区域変更（四件）……………（建設局道路管理部路政課）…三

## 告示（文）

○指定納付受託者の指定……………七

## 規則

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

## ●東京都規則第百八十九号

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改

## 正する規則

東京都宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。  
第六条に次のただし書を加える。

ただし、これらの書類の提出を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「デジタル手続法」という。）第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合（同条第六項の規定により同条第一項から第五項までの規定が適用される場合を含む。）については、この限りでない。

第十五条の第三第二項に次のただし書を加える。

ただし、これらの書類の提出をデジタル手続法第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合（同条第六項の規定により同条第一項から第五項までの規定が適用される場合を含む。）については、この限りでない。

第十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、これらの書類の提出をデジタル手続法第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合（同条第六項の規定により同条第一項から第五項までの規定が適用される場合を含む。）については、この限りでない。

第十八条の第三第四項に次のただし書を加える。

ただし、当該届出をデジタル手続法第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合（同条第六項の規定により同条第一項から第五項までの規定が適用される場合を含む。）については、この限りでない。

この規則は、令和七年一月六日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

## ●東京都規則第百九十号

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「同一生計配偶者及び扶養親族（以下「同一生計配偶者等」という。）並びに」を「扶養親族（同法に規定する控除対象扶養親族に該当しない三十歳以上七十歳未満の扶養親族を除く。以下同じ。）及び」に、「の同一生計配偶者等」を「の扶養親族」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年一月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例施行規則第二条の二の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

告示

示

●東京都告示第千二百四十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十二月二十三日

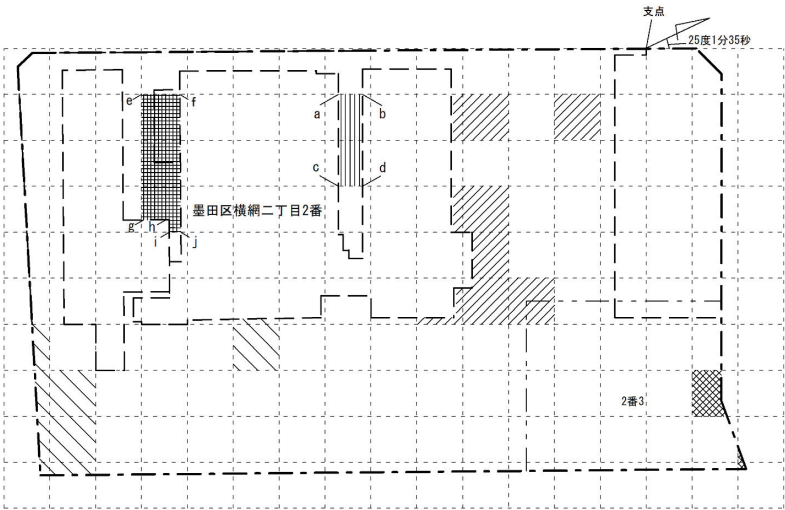
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区横網二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- - - 筆境界
- - - 単位区画
- - - 調査範囲
- ▨ 形質変更時要届出区域（平成30年東京都告示第1577号により指定した区域）
- ▨ 形質変更時要届出区域（令和元年東京都告示第343号により指定した区域）
- ▨ 形質変更時要届出区域（令和2年東京都告示第1134号により指定した区域）
- ▨ 形質変更時要届出区域（令和4年東京都告示第231号により指定した区域）
- ▨ 形質変更時要届出区域（この告示により指定する区域）

【支点】

支点の位置は、X=-33240.476、Y=-3539.876とする。  
※本座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（25度1分35秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

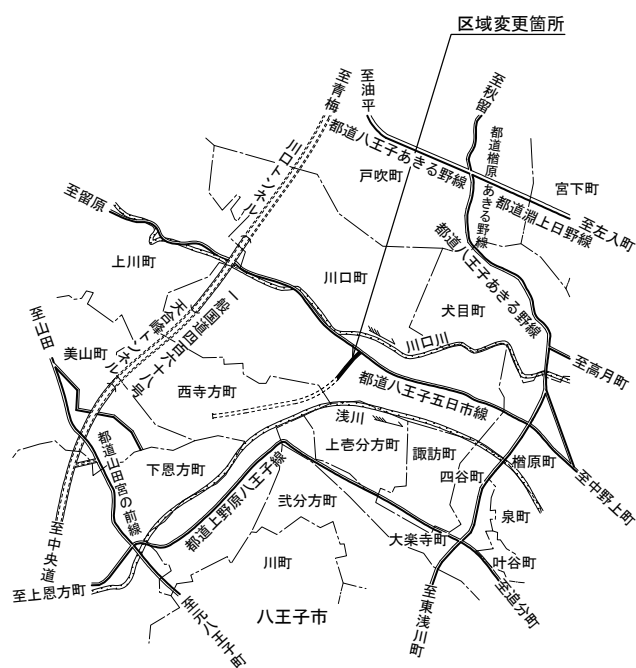
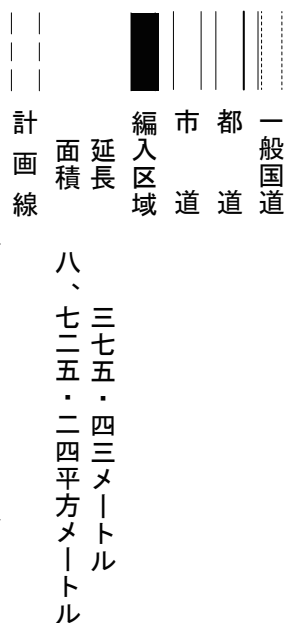
| 点名 | X座標        | Y座標       |
|----|------------|-----------|
| a  | -33305.390 | -3559.146 |
| b  | -33299.998 | -3556.629 |
| c  | -33313.632 | -3540.922 |
| d  | -33308.238 | -3538.403 |
| e  | -33337.187 | -3573.990 |
| f  | -33344.387 | -3577.352 |
| g  | -33355.932 | -3552.622 |
| h  | -33350.705 | -3550.253 |
| i  | -33351.851 | -3547.723 |
| j  | -33349.557 | -3546.652 |

都道八王子五日市線区域変更略図  
八王子市川口町地内

その関係図面は、令和六年十二月二十三日から起算して

一路線名 八王子五日市

### 三 変更の概要 別図表示のとおり

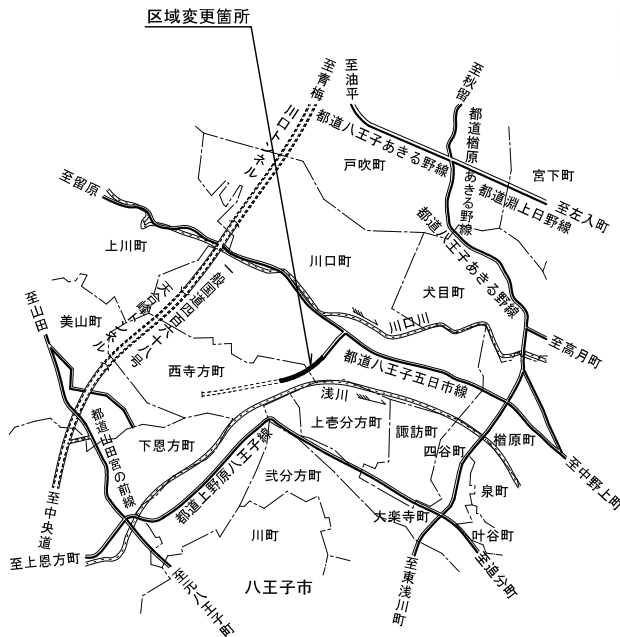


●東京都告示第千二百四十九号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、令和六年十二月二十三日から起算して

別図

都道八王子五日市線区域変更略図  
八王子市川口町、西寺方町

一般国道  
都道  
市道  
編入区域  
延長  
面積  
計画線  
五〇二・四二メートル  
一一・二二一・三九平方メートル

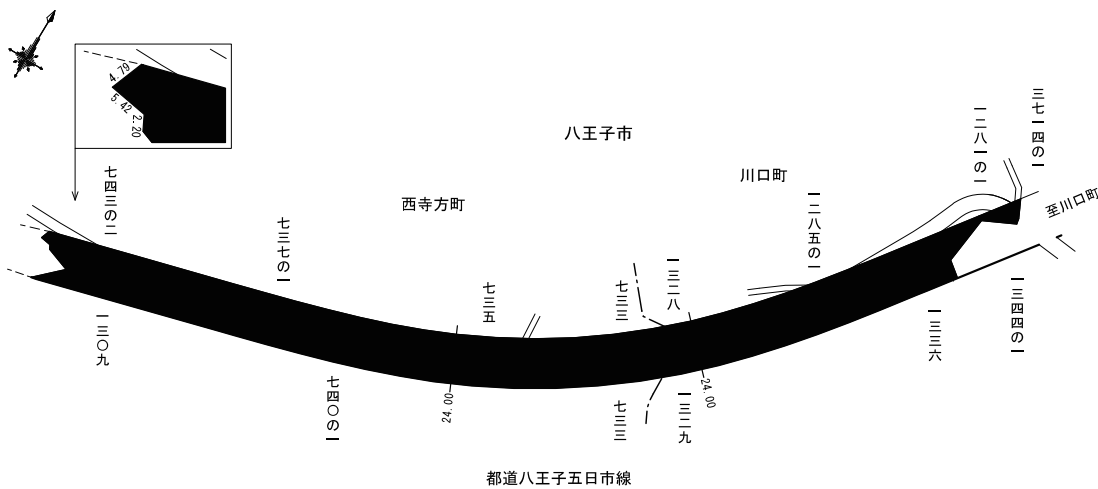


二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十三日

一 路線名 八王子五日市  
東京都知事 小池 百合子

二 変更の区間 八王子市川口町三千七百十四番一地先から同市西寺方町七百四十三番二地内まで  
三 変更の概要 別図表示のとおり



## 別図

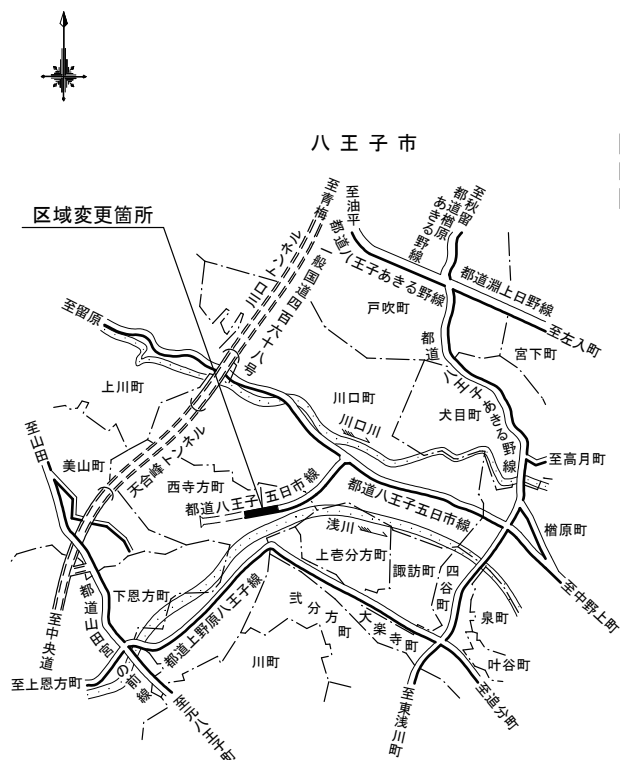
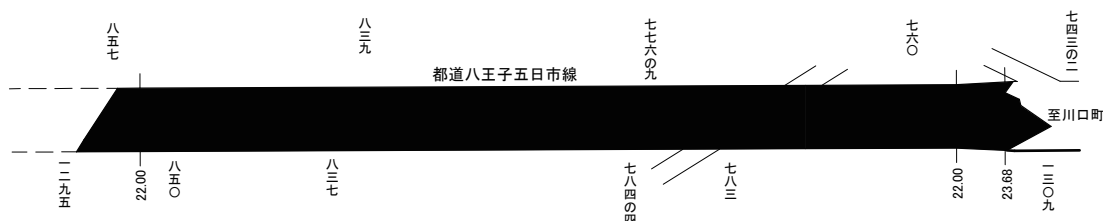
都道八王子五日市線区域変更略図  
八王子市西寺方町地内

延長 三五八・〇三メートル  
面積 七、五五四・六九平方メートル

計画線

編入区域

市道 都道 一般国道

八王子市  
西寺方町

●東京都告示第千二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十二月二十三日から起算して

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十三日

一 路線名 東京都知事 小池 百合子  
八王子五日市

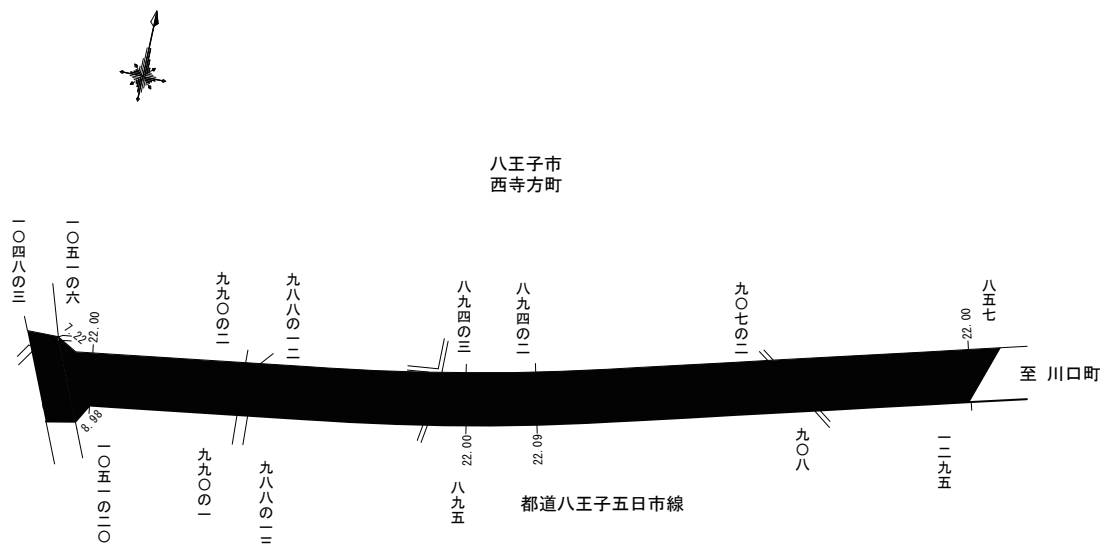
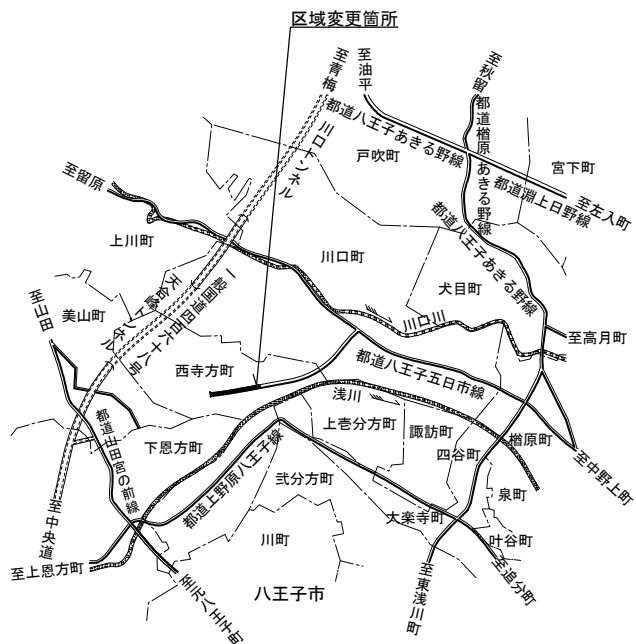
二 変更の区間 八王子市西寺方町千三百九番地先から同所千二百九十五番地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道八王子五日市線区域変更略図  
八王子市西寺方町地内

一般国道  
都道  
市道  
編入区域  
延長  
面積  
四〇九・四三メートル  
八、九六六・一一平方メートル



●東京都告示第千二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、令和六年十二月二十三日から起算して

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月二十三日

一 路線名  
八王子五日市  
東京都知事 小池 百合子

二 変更の区間  
八王子市西寺方町八百五十七番地内から同所千四十八番三池先まで

三 変更の概要  
別図表示のとおり

告 示（交）

●東京都交通局告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十二月二十三日

東京都交通局長 久 我 英 男

|                 |                               |                     |
|-----------------|-------------------------------|---------------------|
| 名 称             | 住所又は事務所の所在地                   | 指定年月日               |
| 三井住友カード株<br>式会社 | 江東区豊洲二丁目二番三<br>十一号S M B C豊洲ビル | 令和六年十<br>二月二十一<br>日 |

|      |                                                       |
|------|-------------------------------------------------------|
| 発行   | 東京                                                    |
| 電話   | 東京都新宿区西新宿二丁目八番一<br>号 〇三（五三二）一一一一（代）                   |
| 郵便番号 | 163-8001                                              |
| 定価   | 本号<br>一箇月 六、六〇〇円<br>（郵送料を含む）                          |
| 印刷所  | 三鈴印刷株式会社<br>東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一<br>号 〇三（五二七六）〇八一（代） |
| 郵便番号 | 101-0051                                              |